

情報公開と個人情報保護

情報公開制度の運用状況

市は、市情報公開条例に基づいて、情報公開制度の運用状況を毎年1回公表しています。昨年度の情報公開請求件数は30件でした。内訳は、次のとおりです。なお、決定に対する審査請求はありませんでした。

●請求件数と処理の内訳

- ▽市長 請求17件（公開2件、部分公開14件、不存在による非公開1件）
- ▽教育委員会 請求4件（公開1件、部分公開2件、不存在による非公開1件）
- ▽公営企業管理者 請求1件（部分公開1件）
- ▽消防長 請求6件（公開4件、部分公開2件）
- ▽議会 請求2件（部分公開2件）

【問】市総務課庶務法制係（☎77・8412）

個人情報保護制度の状況

市個人情報保護条例に基づき、昨年度の個人情報開示請求件数と個人情報保護審査会の開催状況を報告します。詳しくは市公式サイトに確認してください。



個人情報保護

●請求件数と処理の内訳

- ▽市長 請求5件（部分開示1件、不存在による不開示1件、取り下げ3件）
- ▽教育委員会 請求1件（取り下げ1件）
- ▽消防長 請求3件（部分開示3件）
- ▽議会 請求1件（部分開示1件）

【問】個人情報保護審査会の開催
市では条例により、個人情報保護制度の適正な運用を図

るため、個人情報保護審査会を設置しています。同審査会は、市からの諮問された案件を公益性や個人情報保護などの観点から審査しています。

昨年度は、同審査会を5回開催し、個人情報の外部提供や外部委託など11件を諮問しました。

●主な諮問内容は次のとおりです。全ての諮問案件について、相当と認められました。

- ▽都市計画基礎調査に係る業務の外部委託 人口規模や市街地面積、土地利用などの現況調査や将来の見通し調査に係る業務を外部委託するもの
- ▽新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を電子交付するためのワクチン接種記録システム情報の外部提供 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を、個人がインターネットを通じ電子ファイルとして取得できるようにするた

7月は同和問題啓発強調月間

人権を脅かす同和問題

同和問題は、憲法で保障されている基本的な人権（職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・結婚の自由など）が、同和地区出身といっただけで、完全に保障されていないという問題です。

問題を解決するのは「時」ではなく「人」

「そっとしておけば、同和問題は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。明治4（1871）年に「解放令」が出されてから約150年。昭和22（1947）年に日本国憲法が施行されてから70年以上経過した現在でも、同和問題はなくなっていない。問題を解決するにはまだ時間が足りないのでしょうか。解決できないのは、多くの人が「自分とは無関係だ」「自然になくなる」などと、同和問題と真剣に向き合うことなく、避けてきたからではなく、



ふるさと

丸岡忠雄

「ふるさと」をかくすことを父はけものような鋭さで覚えた
ふるさとをあげばかれ
絵死した友がいた
ふるさとを告白し
許婚者に去られた友がいた

吾子よ

お前には胸張って
ふるさとを名のらせたい
瞳をあげ
何のためらいもなく
「これが私のふるさとです」
と名のらせたい

【出典】丸岡忠雄詩集「ふるさと」



情報公開

め、接種情報をデジタル庁へ外部提供するもの

【問】市総務課庶務法制係（☎77・8412）

住民基本台帳の閲覧状況

昨年度の住民基本台帳の閲覧状況は11件でした。詳しくは市公式サイトに確認してください。



住民基本台帳閲覧状況

【問】市市民課市民係（☎77・8472）

議員や市長などの資産公開

市政政治倫理条例に基づき、市議会議員や市長などの資産状況を公開しています。今年度の資産等報告書は、6月30日（木）から公開しています。



選挙人名簿

選挙人名簿の閲覧状況

昨年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況は7件でした。詳しくは市公式サイトに確認してください。なお、在外選挙人名簿抄本の閲覧はありませんでした。

【問】市選挙管理委員会事務局（☎77・8491）

【問】市人権・同和对策室（☎77・8532）

いでしょうか。同和問題を解決するのは時間ではありません。私たち一人一人です。

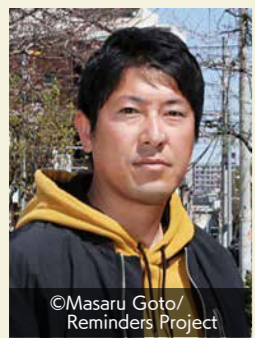
正しく理解して正しい行動を

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権に関する3つの法律を施行。これを受けて市は、条例を一部改正して、相談体制の充実などを新たに追加した「柳川市部落差別をはじめ

あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を令和2年4月1日に施行しました。県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」としています。この期間は、県民をあげて差別をなくす運動を展開しています。同和問題の解決のためには、私たちみんなが、正しく理解・認識して、差別をなくすために行動をしていくことが大切です。この機会にあらためて同和問題を考えてみませんか。

市民は誰でも無料で入場できます 人権・同和教育夏期講座

- 日時 7月17日（日）、午後2時開演（会場は30分前）
- 会場 市民文化会館白秋ホール
- 内容 （公財）反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長の松村元樹さんによる「無関心でいられても、無関係ではられない人権問題」と題した講演など



©Masaru Goto/Reminders Project

【問】市人権・同和教育推進室（☎77・8842）